

シルバー派遣事業に係る情報提供について（令和5年度）

公益社団法人京都府シルバー人材センター連合会

労働者派遣法第23条第5項に基づき、労働者派遣事業に係る情報をお知らせいたします。
(令和5年度労働者派遣事業報告書より)

●シルバー派遣事業概要

実施事務所	派遣労働者数（人） 注1	派遣労働者の役務の 提供を受けた者（派 遣先）の数（社） 注2	派遣料金の平均額 （A）（円） 注3	派遣労働者の賃金の 平均額（B）（円） 注3	マージン率 （A-B）/A （％）
八幡市	99	18	11,164	8,618	22.8%
長岡京市	23	15	11,029	8,356	24.2%
城陽市	27	12	10,429	8,467	18.8%
宇治市	72	27	12,336	9,380	24.0%
福知山市	55	11	11,025	8,330	24.4%
京都市本部	246	88	12,013	8,903	25.9%
京都市東部	30	11	11,858	8,603	27.4%
京都市北部	23	13	12,749	9,143	28.3%
綾部市	56	20	11,725	9,094	22.4%
舞鶴市	39	11	11,613	8,924	23.2%
向日市	102	6	11,937	8,495	28.8%
宮津与謝広域	31	10	12,864	9,662	24.9%
京丹後市	120	26	11,788	9,032	23.4%
亀岡市	34	11	10,420	8,300	20.3%
京田辺市	59	10	12,343	9,326	24.4%
大山崎町	5	3	11,302	8,959	20.7%
南丹市福祉	88	12	10,902	8,551	21.6%
久御山町	41	12	11,387	8,587	24.6%
木津川市	17	4	10,654	8,449	20.7%
精華町	8	5	12,396	9,223	25.6%
京丹波町	32	7	10,818	8,508	21.4%

(注1)報告対象期間末日現在の人数 (注2) 事業実施期間中の派遣先数 (注3) 1日（8時間）当たりの額

●労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定締結の有無： 無

●派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

・キャリアコンサルティングの相談窓口： 京都府シルバー人材センター連合会 各実施事務所に設置

●教育訓練に関する事項

教育訓練の種類	対象者	開催回数（回）
接遇講習	短時間1年以上雇用見込みのある者	6
初任者研修	短時間1年以上雇用見込みのある者	16
職能別訓練	短時間1年以上雇用見込みのある者	6
その他の教育訓練	短時間1年以上雇用見込みのある者	4

●福利厚生に関する事項

- ・労災保険、有給休暇
- ・指定宿泊施設会員割引制度等（公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください）
- ・健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし（臨時的かつ短期的就業であるため）

※ただし、加入要件を満たす場合は適用します。